

議第53号 呉市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

三坂地水源地及びその関連施設（以下「三坂地水源地等」といいます。）の廃止並びに呉市工業用水道事業の給水区域の変更に伴い、所要の規定の整備をするものです。

2 改正の内容

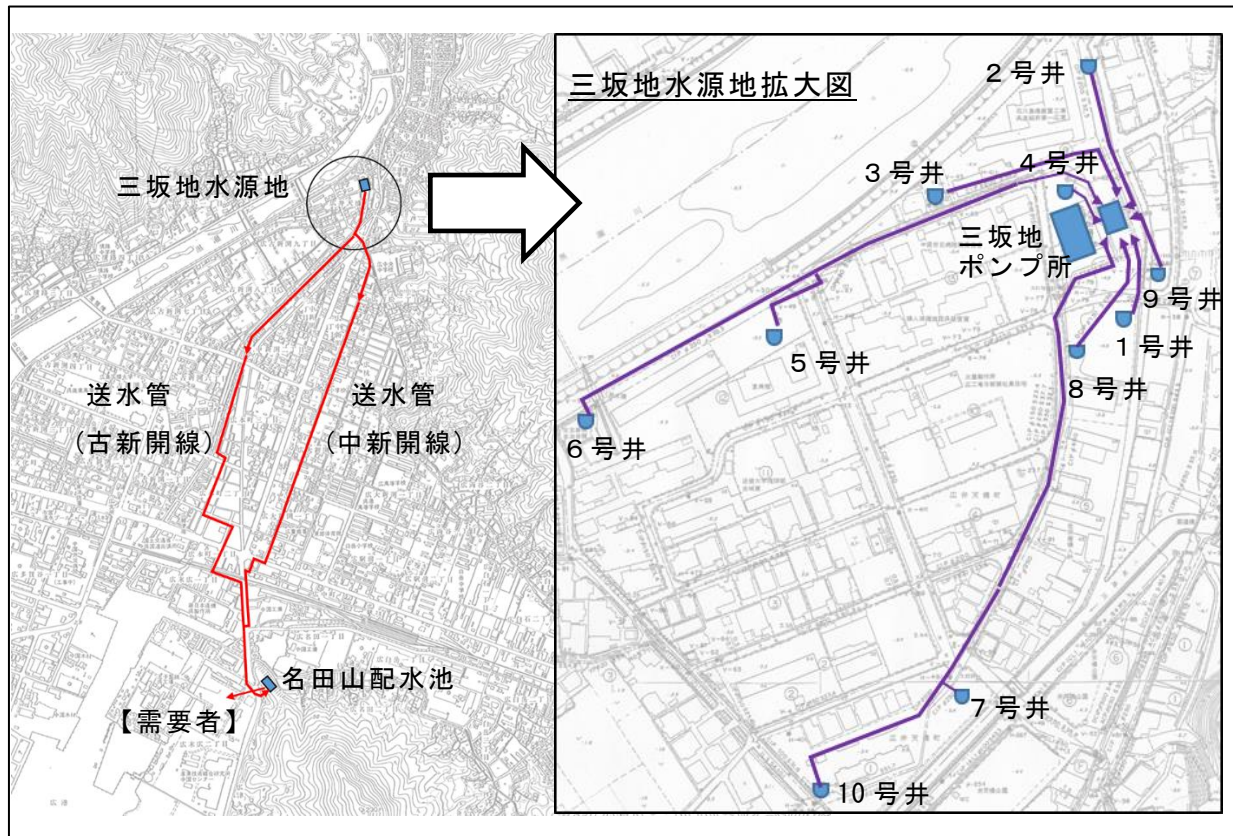
(1) 三坂地水源地等の廃止に伴う改正

三坂地水源地等は、井戸から取水した地下水を広古新開又は広中新開を經由して、名田山配水池へ送水し、需要者へ給水している工業用水道施設（1日最大給水能力は、13,000立方メートルです。）ですが、当該施設は老朽化が進行しているとともに、井戸の取水能力が低下していることから令和3年3月31日をもって廃止することとしました。

これに伴い、呉市工業用水道事業の1日最大給水量を130,000立方メートルから13,000立方メートルを減じて117,000立方メートルに変更するものです。

なお、三坂地水源地等からの給水先は1事業者であり、当該需要者とは協議を行い合意を得ています。

ア 位置図・配置図



イ 三坂地水源地等の主要施設

施設名	施設概要
井戸	10基（昭和32年～平成11年更新）
三坂地ポンプ所	鉄筋コンクリート造（昭和32年完成） 延べ面積361.4平方メートル
名田山配水池	1号池：コンクリート造鉄骨上屋式（大正14年完成） 有効容量1,690立方メートル 2号池：鉄筋コンクリート造地下式（昭和14年完成） 有効容量1,880立方メートル
導水管，送水管，配水管	総延長6,900メートル

ウ 廃止後の方針

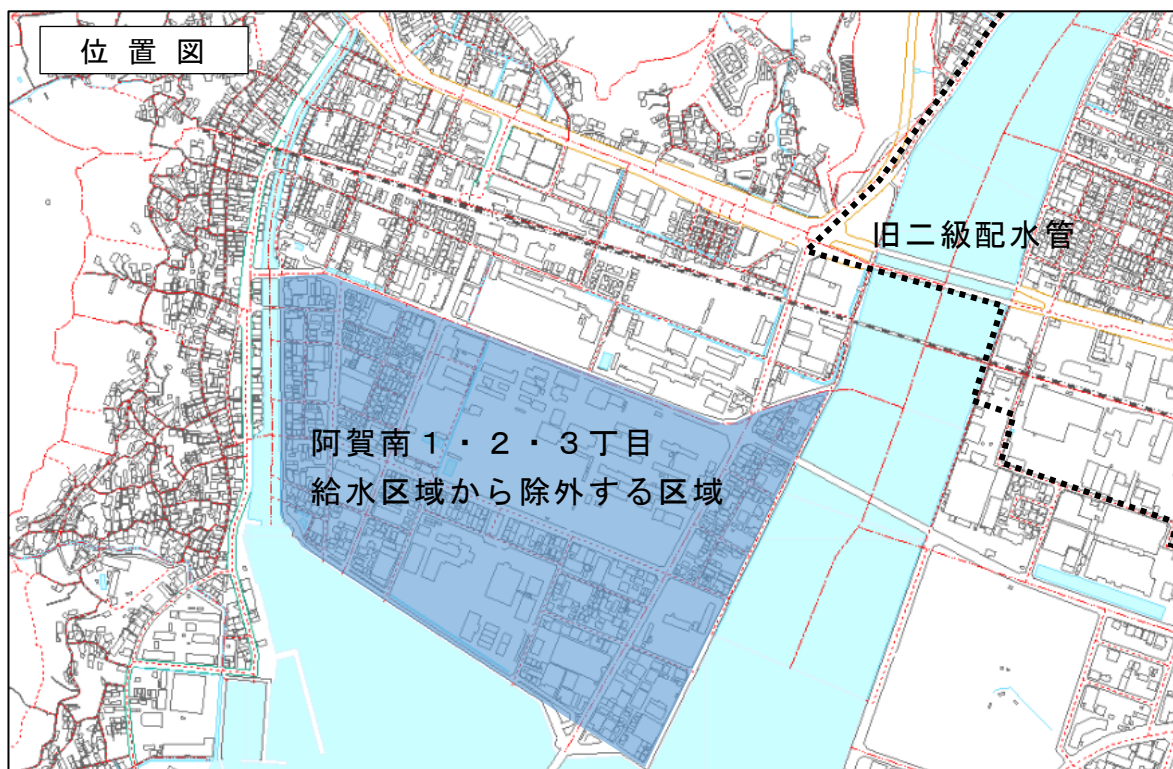
三坂地水源地等の廃止後，必要な安全対策等を実施し，売却を含む利活用を検討していきます。

(2) 呉市工業用水道事業の給水区域の変更に伴う改正

呉市工業用水道の給水区域のうち，阿賀南1丁目から3丁目までの区域については，これまで給水実績がなく，給水の要望等もないことから，平成29年11月に二級水源の配水施設である二級配水管を更新した際に当該区域への配水管である旧二級配水管を廃止しました。

これに伴い，阿賀南1丁目から3丁目までを給水区域から除外します。

また，条例において工業用水道の給水区域は，図で表示していますが，呉市水道事業の給水区域の表示と同様に表による表示に改めます。



3 施行期日

令和3年4月1日